

フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について



作成日
2022年7月29日

(社) 日本フランチャイズチェーン協会 正会員

株式会社オートバックスセブン

目 次

項 目	頁数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	3		
オートバックスへの加盟を希望される方へ	4		
第Ⅰ部 株式会社オートバックスセブンとオートバックスシステムについて	5		
1. わが社の経営理念			
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	5~9	規則第10条第2号 " 第10条第5号 " 第10条第1号 " 第10条第3号	
3. 会社組織図	10		
4. 役員一覧	11	規則第10条第1号	
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	12~14	規則第10条4号	
6. 売上・出店状況(直近3事業年度加盟店数の推移)	11	規則第10条6号, 11条6号イ	
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	15	規則第11条第6号ロ " 第11条第6号ハ " 第11条第6号ニ	
8. 訴訟件数	15	" 第10条第8号	
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点			
1. 契約の名称等	16		
2. 売上・収益予測についての説明	16		2-(2)-1 2-(3)-①
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ①金銭の額または算定方法、②性質、 ③お支払いいただく時期、④お支払いいただく方法、 ⑤当該金銭の返還の有無及び条件	16	法11条1号, 規則11条1号イ~ホ	2-(2)-7③
4. オープンアカウント等の送金	17	規則第10条14号	2-(2)-7⑤
5. オープンアカウント等の与信利率	17	規則第10条15号・16号	2-(2)-7⑤

項目	頁数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ①加盟者に販売又はあつせんする商品の種類、 ②商品等の供給条件、③配送日・時間・回数に関する事項、 ④仕入先の推奨制度、⑤発注方法、 ⑥売買代金の決済方法、⑦返品、 ⑧在庫管理等、⑨販売方法、⑩商品の販売価格について ⑪許認可を要する商品の販売について	17, 18	法 11 条 2 号, 規則 11 条 2 号イ、ロ	2-(2)-7① 3-(1)-7, イ 3-(2) 3-(3)
7. 経営の指導に関する事項	18, 19	法 11 条 3 号、規則 11 条 3 号イハ	2-(2)-7②
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	19, 20	法 11 条 4 号、規則 11 条 4 号イ、ロ	
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ①契約期間、②契約の更新の条件および手続き ③契約解除の条件および手続き ④契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等	21, 22	法 11 条 5 号, 規則 11 条 5 号イニ	2-(2)-7⑦ 2-(3)-④ 3-(1)-イ-④
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ①金銭の額又は算定方法 ②その他徴収する金銭があれば記入	23	規則 10 条 13 号, 11 条 8 号イニ	2-(2)-7④ 2-(3)-②③
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	23	” 第 10 条第 9 号	3-(1)-7 2-(2)-ウ
12. テリトリー権の有無	23	” 第 10 条第 10 号	2-(2)-7⑧ 3-(1)-7
13. 競業禁止義務の有無	23	” 第 10 条第 11 号	3-(1)-7
14. 守秘義務の有無	23, 24	” 第 10 条第 12 号	
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	24	” 第 10 条第 17 号	3-(1)-7
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	24	” 第 10 条第 18 号	
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	24		2-(2)-7⑥
後記 1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明確認書	25, 26		

フランチャイズ契約のご案内

株式会社オートバックスセブン

〒135-8717

住所 東京都江東区豊洲五丁目6番52号

担当部門 オートバックス事業企画部

TEL (03) 6219-8722

FAX (03) 6219-8705

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、経済産業省の要請に基づき、中小小売商業振興法（以下小振法という）及び中小小売商業振興法規則（以下施行規則という）並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について（以下フランチャイズガイドラインという）、に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの方々の資料を読み、第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門三丁目6番2号

TEL (03) 5777-8701

この案内は、2022年7月29日に作成され、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です。

オートバックスへの加盟を希望される方へ ～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討いただきまして誠にありがとうございます。

当社は「オートバックス」の名のもとに自動車用品販売のフランチャイズシステムを展開しております。

当チェーンの店舗は、自動車用品小売業としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、店舗イメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、オートバックスチェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初からオートバックスとは異なる独自の経営手法を重視され、オートバックスのノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、オートバックスへの加盟をお勧めできません。

当社のオートバックスチェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はノウハウ、商品開発等のシステム整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、夫々の役割を忠実、且つ積極的に果たすことがオートバックス店舗の経営成功の鍵なのです。

オートバックス店舗の経営をされる加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力は加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

第 I 部 株式会社オートバックスセブンとオートバックスシステムについて

1. わが社の経営理念

オートバックスは常にお客様に最適なカーライフを提案し

豊かで健全な車社会を創造することを使命とします。

2. 本部の概要

2022年3月31日現在

- | | |
|------------------------|--|
| (1) 社名 | 株式会社オートバックスセブン
AUTOBACS SEVEN CO., LTD. |
| (2) 所在地 | 〒 135-8717
住所 東京都江東区豊洲五丁目6番52号
TEL (03) 6219-8787
FAX (03) 6219-8762
URL https://www.autobacs.co.jp |
| (3) 資本金 | 339億98百万円 |
| (4) 設立 | 1948年8月12日 |
| (5) 事業内容 | オートバックスグループ店舗のフランチャイズ本部として、
カー用品の卸売及び小売、車検・整備、車買取・販売等 |
| (6) 事業の開始 | 1974年11月 |
| (7) 大株主 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） ・株式会社スミノホールディングス ・公益財団法人在宅医療助成勇美記念財団 ・株式会社Kホールディングス ・株式会社日本カストディ銀行（信託口） ・日本マスタートラスト信託銀行株式会社（リテール信託口
820079252） ・フォアマン協栄株式会社 ・住野泰士 ・ステート ストリート バンク ウェスト クライアント
トリーティー 505234 ・株式会社リブフィールド |
| (8) 主要取引銀行 | 三菱UFJ銀行、三井住友銀行 |
| (9) 従業員数 | 1,050名 |
| (10) 本部の子会社の名称及び事業の種類等 | 次項以降に記載する。 |

(連結子会社)

名称	住所	資本金	主要な事業の内容
(株)オートバックス関東販売	栃木県 宇都宮市	100百万円	カー用品小売
(株)オートバックス山梨	山梨県 甲府市	100百万円	カー用品小売
(株)オートバックス中部販売	長野県 飯田市	50百万円	カー用品小売
(株)北摂オートバックス (注) 1	大阪府 高槻市	96百万円	カー用品小売
(株)オートバックス関西販売	大阪府 四條畷市	100百万円	カー用品小売
(株)オートバックス南日本販売	広島市 南区	100百万円	カー用品小売
(株)熊本オートバックス (注) 2	熊本市 東区	15百万円	カー用品小売
(株)車検・鍍金デポ	千葉県 浦安市	100百万円	板金事業
(株)チェングロウス	東京都 江東区	45百万円	人材派遣事業
AUTOBACS VENTURE SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール シンガポール	6,400千S\$	カー用品小売
AUTOBACS FRANCE S. A. S. (注) 3	フランス ピエールレー	35,300千EURO	カー用品小売
澳德巴克斯(中国)汽車用品商業有限公司	中華人民共和国 北京	94,837千RMB	カー用品卸売
AUTOBACS CAR SERVICE MALAYSIA Sdn. Bhd.	マレーシア クアラルンプール	12,680千MYR	カー用品小売
AudioXtra Pty Ltd.	オーストラリア ニューサウス ウェールズ	3,518千AU\$	カーエレクトロニクス機器等の製造卸売
SK AUTOMOBILE PTE. LTD. (注) 4	シンガポール シンガポール	500千S\$	板金・塗装、自動車整備事業
(株)CAPスタイル	東京都 大田区	100百万円	カー用品卸売
(株)ホットスタッフコーポレーション	福岡県 大野城市	47百万円	カー用品卸売
(株)オートバックス・ディーラーグループ・ホールディングス	東京都 豊島区	一百万円	ディーラー子会社の経営管理
(株)アウトプラッツ	東京都 豊島区	100百万円	ディーラー事業
(株)モーターレン栃木	栃木県 宇都宮市	50百万円	ディーラー事業
(株)ボックス・アドバンス	栃木県 宇都宮市	30百万円	ディーラー事業
正和自動車販売(株)	滋賀県 栗東市	10百万円	自動車整備事業

名称	住所	資本金	主要な事業の内容
高森自動車整備工業(株)	三重県 津市	10百万円	自動車整備事業
(株)エー・ディー・イー	大分県 別府市	45百万円	ドローン販売事業
(株)BACS Boots	千葉県 印西市	100百万円	自動車整備事業
(株)オートボックスフィナンシャルサービス	東京都 江東区	15百万円	損害保険代理業 リース用資産の販売
VEEMO(株)	東京都 江東区	10百万円	その他の事業
A B Tマーケティング(株)	東京都 江東区	50百万円	マーケティング分析
(株)オートボックス・マネジメントサービス	東京都 江東区	90百万円	事務代行

(注) 1. (株)北摂オートボックスは、2022年4月に(株)オートボックス関西販売に吸収合併されております。

2. (株)熊本オートボックスは、2022年4月に(株)オートボックス南日本販売に吸収合併されております。

3. AUTOBACS FRANCE S. A. S. は、特定子会社に該当しております。

4. SK AUTOMOBILE PTE. LTD. は、2022年4月に AUTOBACS CAR CARE (SINGAPORE) PTE. LTD. へ商号変更しております。

(持分法適用関連会社)

名称	住所	資本金	主要な事業の内容
(株)北日本オートボックス	札幌市 豊平区	100百万円	カー用品小売
北映商事(株)	岩手県 盛岡市	50百万円	カー用品小売
(株)アイエーオートボックス	横浜市 戸塚区	98百万円	カー用品小売
(株)バッファロー	埼玉県 川口市	614百万円	カー用品小売
(株)ブルー・オーシャン	埼玉県 熊谷市	50百万円	カー用品小売
(株)ファナス	東京都 港区	100百万円	カー用品小売
(株)G-7・オートボックスつくば	神戸市 須磨区	50百万円	カー用品小売
(株)ピューマ	富山県 射水市	33百万円	カー用品小売
(株)トータルエース	堺市 南区	95百万円	カー用品小売
PT. AUTOBACS INDOMOBIL INDONESIA	インドネシア タンゲラン	59,604百万IDR	カー用品卸売・小売
Kit Loong Tayaria Sdn. Bhd.	マレーシア クアラルンプール	2,250千MYR	カー用品卸売・小売
広東愛車小屋電子商務科技有限公司 (注) 1	中華人民共和国 広東省	81,800千RMB	カー用品卸売・小売
SIAM AUTOBACS Co., Ltd.	タイ バンコク	169,900千THB	カー用品小売
(株)BEAD	東京都 中央区	100百万円	自動車用タイヤ販売
(株)A Bシステムソリューション	東京都 江東区	95百万円	情報サービス業

(注) 1. 親会社である Car House Holding Co., Ltd. より、子会社の広東愛車小屋電子商務科技有限公司へ出資先を変更しております。

(11) 所属団体

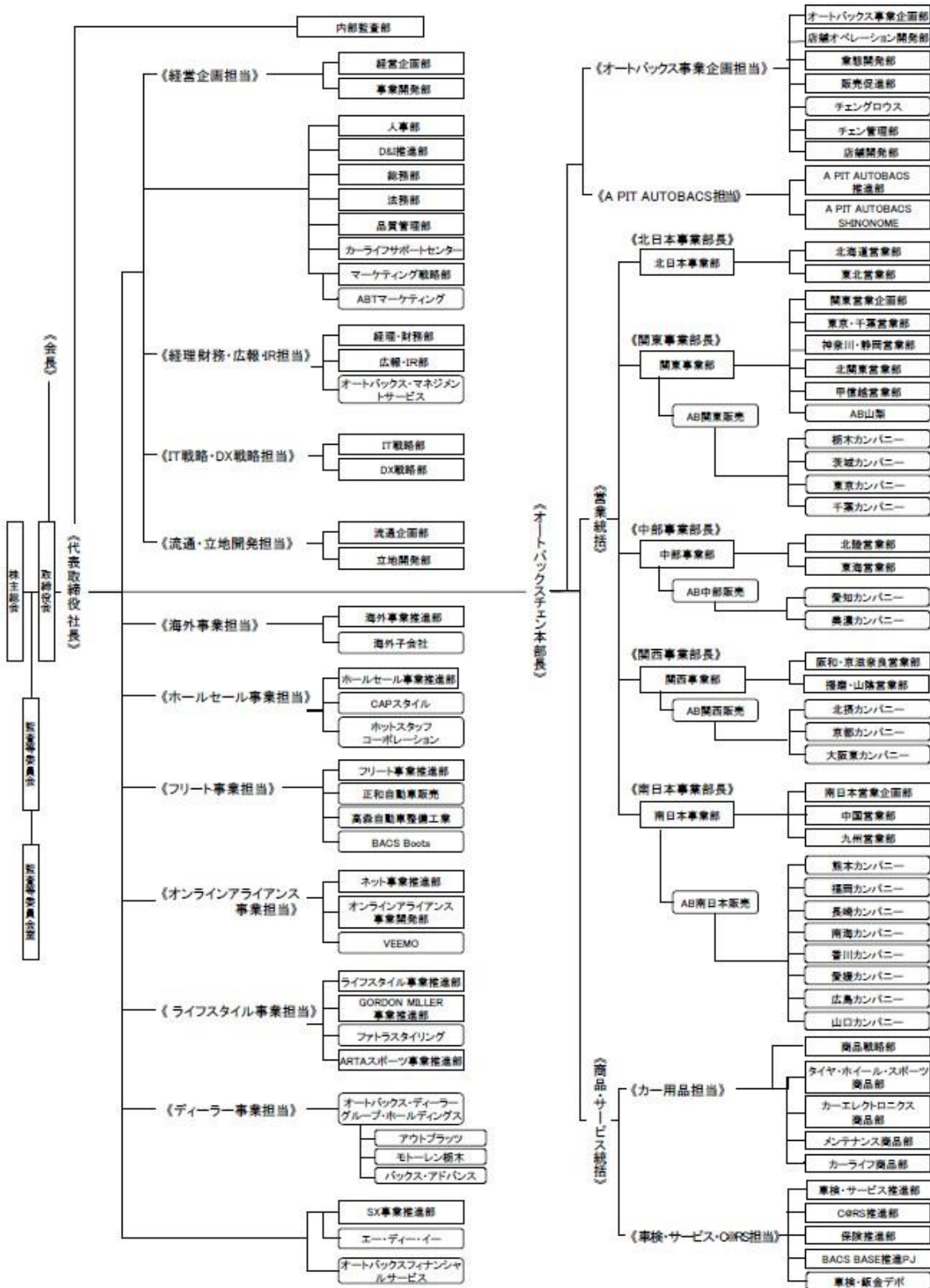
日本フランチャイズチェーン協会 (JFA)	タイヤ公正取引協議会
日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会(NAPAC)	日本ロジスティクスシステム協会
自動車用品小売業協会(APARA)	日本交通安全教育普及協会
全国自動車用品工業会(JAAMA)	メタバース推進協議会
電気自動車普及協議会 (APEV)	
JAPAN LIGHT ALLOY WHEEL ASSOCIATION(JAWA)	
オートスポーツ・アンド・スペース・シャトル・イクイップメント・アソシエーション(ASEA)	
日本自動車マフラー協会(JASMA)	
自動車公正取引協議会	
警視庁管内特殊暴力防止対策連合会	

(12) 沿革

1947年 2月	創業者住野利男(故人)が中心となって大阪市福島区において自動車部品の卸売を目的として個人経営の末広商会を創業。
1948年 8月	末広商会を株式会社に改組し、大阪市北区に株式会社富士商会設立。自動車部品の卸売を開始。
1958年 1月	卸売部門を独立し、大豊産業株式会社(旧)を設立。
12月	ドライブショップ部門開発。
1974年 11月	カー用品総合専門店の直営第1号店としてオートボックス東大阪店を開店。
1975年 4月	フランチャイズチェーン加盟店の第1号店としてオートボックス函館中道店を開店。
1978年 2月	株式会社富士商会を株式会社オートボックスセブン(旧)に商号変更。
1979年 3月	当社が大豊産業株式会社(旧)と株式会社オートボックス・東大阪を吸収合併し、大豊産業株式会社(新)に商号変更。
1980年 3月	株式会社オートボックスセブン(新)に商号変更。
1981年 4月	東日本地域の直営第1号店としてオートボックス越谷店を開店。
1984年 6月	大阪府吹田市に本店を移転。
1989年 3月	大阪証券取引所市場第二部に株式を上場。
1993年 6月	大阪府豊中市に本店を移転。
8月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
9月	大阪証券取引所、東京証券取引所の市場第一部に指定。
1995年 3月	ロンドン証券取引所に株式を上場。(2007年に上場廃止)
1997年 3月	大商圏を対象とした大型店の第1号店として、千葉市にスーパーオートボックス千葉長沼店を開店。
1998年 10月	株式会社オートハローズ(現:株式会社オートボックス北海道)と資本・業務提携。
1999年 8月	仏ルノー社と提携し、合弁会社オートボックスセブンヨーロッパS. A. S.(現:オートボックスフランスS. A. S.)を設立。
2001年 1月	インターネットショッピング専用のWEBサイト「autobacs.com」を開設。
6月	東京都港区に本店を移転。
2004年 10月	東京都江東区に本店を移転。
2012年 2月	豊洲本社においてISO14001認証取得。(2017年に認証取得の継続を取り止め)
2016年 3月	車の買取に特化したオートボックス車買取専門店第1号店を東京都世田谷区に出店。
2017年 2月	主に整備士人材の確保、供給、定着を目的とした株式会社チェングロウスの運営を開始。
3月	CCCマーケティング株式会社との合弁会社 ABTマーケティング株式会社を設立。
2017年 6月	オートボックスのオリジナルライフスタイルブランド「JACK&MARIE」展開を開始。
2018年 11月	新たなオートボックスのフラッグシップ店舗「A PIT AUTOBACS SHINONOME」をオープン。
2021年 11月	ガレージライフスタイルブランド「GORDON MILLER」の1号店(GORDON MILLER KURAMAE)をオープン。
2022年 3月	オートボックスグループ店舗数(JACK&MARIE、GORDON MILLER含む)654店舗(内、国内592店舗、海外62店舗)
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行。

3. 会社組織図

2022年6月23日現在



4. 役員一覧

2022年7月29日現在

取締役会長	小林喜夫	巳
代表取締役	堀井勇吾	吾
取締役	熊倉栄一	一
取締役	藤原伸一	一
取締役	池田知明	明
独立社外取締役	高山与志子	子
独立社外取締役	三村孝仁	仁
取締役 (常勤監査等委員)	住野耕三	三
独立社外取締役 (常勤監査等委員)	小泉正己	己
独立社外取締役 (監査等委員)	三宅峰三郎	郎

注) 取締役のうち高山与志子、三村孝仁、小泉正己及び三宅峰三郎の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書

次項以降に記載する。

6. 売上・出店状況：加盟店・直営店別

2022年3月31日現在

(1) 「オートバックス」店舗売上高推移

(百万円)

	FC	直営	計
2019年度	230,495	2,722	233,217
2020年度	232,025	2,692	234,717
2021年度	230,676	2,819	233,495

(2) 「オートバックス」店舗数推移

	FC	直営	計
2019年度	558	6	564
2020年度	557	4	561
2021年度	560	5	565

2021年度 貸借対照表及び損益計算書

貸借対照表の要旨
(2022年3月31日現在)損益計算書の要旨
自 2021年4月1日
至 2022年3月31日

(単位：百万円)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部		科 目	金 額
科 目	金 額	科 目	金 額		
流動資産	69,897	流動負債	29,985	売上高	155,957
現金及び預金	15,978	買掛金	15,108	売上原価	119,299
売掛金	14,947	短期借入金	750	売上総利益	36,658
リース投資資産	5,704	リース債務	129	販売費及び一般管理費	28,968
商品	8,238	未払金	3,510	営業利益	7,689
前払費用	1,796	未払費用	1,449	営業外収益	2,777
短期貸付金	9,035	未払法人税等	1,217	営業外費用	1,428
未収入金	10,741	契約負債	1,271	経常利益	9,038
その他	3,462	預り金	4,007	特別利益	62
貸倒引当金	△5	前受収益	805	特別損失	655
		その他	1,734	税引前当期純利益	8,444
固定資産	86,487	固定負債	12,485	法人税、住民税及び事業税	2,650
有形固定資産	33,190	長期借入金	4,000	法人税等調整額	14
建物	6,474	リース債務	894	当期純利益	5,779
構築物	714	退職給付引当金	891		
機械及び装置	2,061	預り保証金	5,490		
車両運搬具	249	資産除去債務	1,201		
工具、器具及び備品	823	その他	8		
土地	22,822	負債合計	42,470		
建設仮勘定	44	株主資本	111,608		
無形固定資産	4,095	資本金	33,998		
借地権	621	資本剰余金	34,278		
ソフトウェア	3,465	資本準備金	34,278		
その他	9	利益剰余金	50,289		
投資その他の資産	49,202	利益準備金	1,296		
投資有価証券	4,240	その他利益剰余金	48,992		
関係会社株式	20,395	事業拡張積立金	665		
関係会社長期貸付金	9,157	資産圧縮積立金	797		
長期前払費用	459	別途積立金	36,350		
繰延税金資産	2,762	繰越利益剰余金	11,180		
差入保証金	11,992	自己株式	△6,957		
その他	206	評価・換算差額等	2,306		
貸倒引当金	△12	その他有価証券評価差額金	2,306		
		純資産合計	113,914		
資産合計	156,385	負債・純資産合計	156,385		

2020年度 貸借対照表及び損益計算書

貸借対照表の要旨
(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	78,897	流動負債	35,310
現金及び預金	31,139	買掛金	11,755
売掛金	12,769	短期借入金	5,000
リース投資資産	6,312	リース債務	144
商品	6,783	未払金	4,224
前払費用	1,050	未払費用	1,712
短期貸付金	11,601	未払法人税等	2,440
未収入金	8,053	預り金	9,152
その他	1,202	前受収益	797
貸倒引当金	△14	その他	82
固定資産	82,486	固定負債	9,757
有形固定資産	31,477	長期借入金	1,600
建物	6,672	リース債務	773
構築物	760	退職給付引当金	613
機械及び装置	2,379	預り保証金	5,643
車両運搬具	254	資産除去債務	1,118
工具、器具及び備品	715	その他	10
土地	20,504	負債合計	45,068
建設仮勘定	190	株主資本	113,953
無形固定資産	3,524	資本金	33,998
借地権	641	資本剰余金	34,278
ソフトウェア	2,870	資本準備金	34,278
その他	13	利益剰余金	53,368
投資その他の資産	47,484	利益準備金	1,296
投資有価証券	3,919	その他利益剰余金	52,071
関係会社株式	20,466	事業拡張積立金	665
関係会社長期貸付金	7,507	資産圧縮積立金	797
長期前払費用	516	特別償却準備金	—
繰延税金資産	2,572	別途積立金	46,350
差入保証金	12,301	繰越利益剰余金	4,259
その他	213	自己株式	△7,691
貸倒引当金	△12	評価・換算差額等	2,362
		その他有価証券評価差額金	2,362
		純資産合計	116,315
資産合計	161,384	負債・純資産合計	161,384

損益計算書の要旨

自 2020年4月1日
至 2021年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	155,082
売上原価	120,063
売上総利益	35,018
販売費及び一般管理費	28,313
営業利益	6,704
営業外収益	2,705
営業外費用	1,444
経常利益	7,965
特別利益	66
特別損失	650
税引前当期純利益	7,381
法人税、住民税及び事業税	2,747
法人税等調整額	△452
当期純利益	5,086

2019年度 貸借対照表及び損益計算書

貸借対照表の要旨
(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	67,345	流動負債	23,167
現金及び預金	22,417	買掛金	9,973
売掛金	10,780	短期借入金	1,000
リース投資資産	7,417	リース債務	138
商品	7,297	未払金	3,522
前払費用	1,106	未払費用	799
短期貸付金	11,405	未払法人税等	707
未収入金	5,966	預り金	6,195
その他	1,086	前受収益	785
貸倒引当金	△131	その他	44
固定資産	80,075	固定負債	9,058
有形固定資産	31,863	長期借入金	600
建物	6,733	リース債務	910
構築物	753	退職給付引当金	236
機械及び装置	2,703	預り保証金	6,197
車両運搬具	269	資産除去債務	1,102
工具、器具及び備品	635	その他	12
土地	20,426	負債合計	32,226
建設仮勘定	341	株主資本	113,641
無形固定資産	3,205	資本金	33,998
借地権	641	資本剰余金	34,278
ソフトウェア	2,551	資本準備金	34,278
その他	12	利益剰余金	53,082
投資その他の資産	45,006	利益準備金	1,296
投資有価証券	2,820	その他利益剰余金	51,785
関係会社株式	18,891	事業拡張積立金	665
関係会社長期貸付金	7,476	資産圧縮積立金	797
長期前払費用	514	特別償却準備金	25
繰延税金資産	2,459	別途積立金	46,350
差入保証金	12,629	繰越利益剰余金	3,947
その他	312	自己株式	△7,718
貸倒引当金	△97	評価・換算差額等	1,553
		その他有価証券評価差額金	1,553
		純資産合計	115,194
資産合計	147,420	負債・純資産合計	147,420

損益計算書の要旨

自 2019年4月1日
至 2020年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	156,493
売上原価	123,609
売上総利益	32,883
販売費及び一般管理費	27,967
営業利益	4,915
営業外収益	2,863
営業外費用	1,932
経常利益	5,847
特別利益	—
特別損失	3,010
税引前当期純利益	2,837
法人税、住民税及び事業税	1,281
法人税等調整額	△31
当期純利益	1,587

7. 加盟者の店舗に関する事項

- ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年 度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
2019 年度	3
2020 年度	3
2021 年度	4

- ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数

年 度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
2019 年度	4
2020 年度	3
2021 年度	0

- ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

年 度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
2019 年度	76	1
2020 年度	72	4
2021 年度	66	6

8. 訴訟件数

直近5事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年 度	加盟者または加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2017 年度	0	0
2018 年度	0	0
2019 年度	0	0
2020 年度	0	0
2021 年度	0	0

第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称等

オートバックスフランチャイズチェーン契約書
(以下本書においてはFC契約と称します。)

2. 売上・収益予測についての説明

特にありません。

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

① 金銭の額または算定方法

- (1) 加盟金 100万円
- (2) 加盟保証金 150万円

② 性質

- (1) 加盟金は、FC契約締結にあたって、本部が調査や開設相談指導、教育訓練準備等の対応に取り掛かった対価としてお支払いいただくものです。
- (2) 加盟保証金は、加盟店の本部に対する一切の債務の担保として本部が加盟店から預かるものです。なお、加盟保証金には利息は付しません。

③ お支払いの時期

いずれもFC契約締結日の2～3日前まで。

④ お支払いの方法

いずれも原則として現金を当社の指定口座に振込みとします。

⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件

- (1) 加盟金はいかなる事情があろうとも返還されません。
- (2) 加盟保証金は、FC契約終了後加盟店の本部に対する債務の一切を期限の到来の有無に係らず控除したうえ、加盟店がオートバックス店舗のイメージを完全に撤去し、諸手続が完了したことを本部が確認した後、残額につき、加盟店からの請求後1ヶ月以内に返還します。

4. オープンアカウント、売上金等の送金

実施しておりません。

5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率

実施しておりません。

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

① 加盟者に販売又はあっせんする商品の種類

本部から加盟店に販売する商品は、カー用品全般にわたります。具体的な商品名等はFC契約締結後、データにて提示いたしますが、加盟店がデータに記載された商品以外の商品を販売しようとする時は、事前に本部の承認を受ける必要があります。

② 商品等の供給条件

特にありません。

③ 配送日・時間・回数に関する事項

1週間に3回程度。

④ 仕入先の推奨制度

- (1) 原則として、本部又は本部から斡旋を受けた者から仕入れるものとします。
- (2) ただし、本部の承諾を得て購入する取扱商品のうち、在庫不足により本部または、本部が斡旋した業者が供給することができないものがある場合においては、本部と協議のうえ、その他の業者から仕入れることができます。

⑤ 発注方法

コンピュータシステム、FAX等、あらかじめ決められた方法により随時。

⑥ 売買代金の決済方法

売買代金については、毎月末日に締め切り、当社の請求に基づき、翌月末日までに加盟店は本部に対して、現金または銀行振込送金によって支払うものとします。

⑦ 返品

供給側に瑕疵がある場合は返品を受けます。

⑧ 在庫管理等

コンピュータシステムにより行います。

⑨ 販売方法

- ・本部の決定に従った、店舗運営、管理、サービス、差別化戦術、商品の品揃え及び広告宣伝を行います。
- ・オートボックスシステムの中に含まれない商品を製造・陳列し、あるいはお客様に対して、販売、提供してはなりません。
- ・小売業に専念し、お客様にのみ商品を販売し、物品、サービス等を提供します。
- ・お客様との取引にあたっては、現金または本部の承認するクレジットカード及び提携ローン販売によるものとし掛け売り、手形、その他の方法による信用取引は、本部の書面による承諾がない限り行ってはなりません。
- ・オートボックス店舗においてのみ商品を販売し、物品、サービス等を提供するものとし、インターネット販売その他の通信販売等、無店舗販売は行えないものとしします。

⑩ 商品の販売価格について

特に定めません。

⑪ 許認可を要する商品の販売について

本部の許認可に対するアドバイスにより行います。

7. 経営の指導に関する事項**① 加盟に際しての研修等実施の有無**

- ・加盟店は、FC 契約締結後開店に先立ち、店長、ピット長及び従業員に対し、本部の定めた教育訓練計画に従って研修を受講させ、加盟者（オーナー）自らも本部の定める研修を受講して、修了しなければなりません。なお、上記の受講に際しては、加盟店は本部の指定した人数と役職の従業員を、指定した期間、指定した場所に出席させなければならないものとしします。
- ・万一、加盟者、店長、ピット長または従業員が本部の設定する研修を履修しない場合、または本部の指定する人数の出席がなされなかった時は、店舗の開店はできないものとしします。

② 加盟に際し行われる研修の内容

本部の教育訓練計画によるオートバックスシステムに関する研修とします。

③ 加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数

- ・本部の指定する従業員、加盟店幹部及び加盟者は、本部による継続指導訓練を受けなければなりません。また、FC 契約期間中本部の定める定例及び臨時の各種会議、教育、研修はもちろん、随時開催される各種の勉強会、研修会等に参加しなければなりません。
- ・本部は、加盟店がオートバックスチェーン店としての店格を維持し質の高いオートバックスサービスをお客様に提供し、健全な店舗運営を行ってその発展に資するために、各種のマニュアル、資料等の貸し出しや提供をします。
- ・本部員が随時加盟店の現場や店舗に出張し、加盟者、店長及び従業員に店舗運営、経営管理、労務対策、商品構成、陳列方法、提供方法、サービス方法、競合調査方法につき監査、点検、質問、助言、指導、勧告し、教育訓練を施すことができます。
- ・本部員が加盟店の経営会議に参画し、本部の運営方針、店舗の経営状況等につき、加盟者、加盟店幹部及び店長と協力して経営上の問題点の改善、対策等を討議、勧告、指導することができます。

8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

① 当該使用させる商標、商号その他の表示

FC 契約の締結によって、加盟者に使用していただく商標、サービス・マーク、ロゴの代表的なものは次項のとおりです。

② 当該表示の使用についての条件

- ・加盟店は、本部が指定する方法でのみ商標等を使用することができます。また、加盟店は商標等の有効性を維持しなければなりません。本部の文書による承認なくして、本部指定以外の方法で商標等の使用をしてはなりません。
- ・加盟店は、FC 契約期間中はもとより契約終了後も、本部の商標等に類似する商標等を使用することはできません。

登録番号：第 5918121 号



9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項

① 契約期間

FC 契約の有効期間は締結日から 5 年間です。

② 契約の更新の要件および手続

契約が満了する 6 ヶ月前までに両当事者のいずれか一方から、相手方に文書による更新拒絶の通知をしない限り、FC 契約は同一条件でさらに 3 年間継続更新されます。

③ 契約解除の条件および手続

・加盟店による契約の解除

本部が FC 契約に違反したときは、加盟店は本部に催告のうえ、同契約を解除することができます。本部が破産、民事再生、特別清算、会社更生手続の開始処分または宣告を受け、または自らそれらの申立を行った場合には加盟店は催告することなく、FC 契約を解除することができるものとします。

・本部による契約の解除

(1) 本部は、加盟店につき、次の各号の一つでも発生した場合は、是正を催告のうえ、その是正がなされないときには、FC 契約を解除することができます。

(a) FC 契約または他の契約によって、本部または本部が紹介・斡旋した取引先に支払わなければならない金銭の支払いを怠ったとき。

(b) 本部の書面による承諾なく、7 日間以上その営業を停止したとき。

(c) 規約や運営規則に違反したとき。

(d) オートバックステーションの基本理念に違背し、オートバックステーションの信用・名誉を傷つけたとき。

(e) 経理を不明朗としたとき

(f) 開店前研修訓練を修了した者が欠けたまま営業を続けるとき

(g) FC 契約中遵守すべき条項または実行すべき条件を怠ったとき

(2) 本部は、加盟店あるいは加盟店主につき、次の各号の一つでも発生した場合、催告することなく、FC 契約を解除することができます。

(a) 手形・小切手を不渡りとしたとき、または支払停止となったとき

(b) 他からの仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分を受け、破産、民事再生、特別清算、会社更生手続の処分または宣告を受け、または自らそれらの申立を行ったとき

(c) 本部の書面による承諾なくして、オートバックステーションの名称またはその組織を利用しあるいは守秘義務に違反して、FC 契約に定める事業以外の事業活動をし、または第三者の事業活動を助勢する行

為をしたとき

- (d) 後見、保佐または補助開始決定の審判を受け、あるいは刑事上で逮捕、起訴がなされたとき
- (e) 本部の承諾なく、FC 契約上の加盟店の地位が譲渡されたとき、または加盟者が経営に携わらない等名義貸し的な経営がなされているとき
- (f) 開店前研修訓練及び開店後研修訓練を受講しないとき
- (g) 本部に対し、重大な虚偽の報告をしたとき
- (h) FC 契約中遵守すべき条項または実行すべき条件を怠り、その違反が重大であるとき

④ 契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他義務の内容等

- ・加盟店は、FC 契約が終了した場合でも、終了日までは、店舗を FC 契約に従って運営しなければなりません。また加盟店は、加盟店の行為に起因するあらゆるクレームや損害の請求が、契約終了後に本部に対してなされぬよう、債務の弁済その他の処理を完了しなければなりません。万一、これらについて、本部が対応せざるを得なかった場合、加盟店は直ちに本部に対して弁償し、解決に要した費用についてもこれを負担して支払うものとします。
- ・理由の如何にかかわらず、FC 契約が終了した場合には、加盟店は直ちに本件店舗の営業を停止しなければなりません。この場合、加盟店は本件店舗の内外において商標等を表示するなどして「オートボックスシステム」を示した全ての看板、標識その他の表示物件並びにオートボックスシステムの特徴を示す著作物、音声、映像等を含む全ての物件の使用を直ちに中止し、これら一切のものを自己の費用で撤去・塗抹等し、外観的にも内部的にも、オートボックスチェーン店としての営業を終了したことを明示しなければなりません。
- ・加盟店が上記措置を怠った場合、加盟店は本部の損害を賠償するとともに、同措置の完了日までの遅延違約金として、年平均ロイヤリティ日額の 10 倍相当額の金額を本部に支払わなければなりません。なお、本部は、店舗に立入って加盟店が撤去・引渡義務を負う全ての物件について撤去・回収に応じるよう求めることができ、加盟店は、加盟店の費用でこれに応じるものとします。
- ・加盟店及び加盟店主は、FC 契約の終了後 1 年間は、経営者としてあるいは株主または従業員その他資格の如何を問わず、直接または間接であっても、オートボックス店舗と類似・競合する営業に従事せず、利害関係を持たないものとします。

10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

- ① お支払いいただく金銭の額または算定方法
 - ・ロイヤリティとして売上高の1%。
 - ・売上高とは営業から生じる現金、クレジット、ローン等を含む売上の総額をいいます。
- ② 金銭の性質

オートバックスチェーン加盟によってオートバックスシステムの使用許諾を受けている対価。
- ③ 支払い時期

毎月末日に締め切り、翌月27日まで。
- ④ 支払い方法

本部の指定する口座に振込み。

11. 店舗の営業時間・営業日・休業日

原則として本部の定めによるものとします。

12. テリトリー権の有無

加盟店に対し、特定の地域について営業上の排他的ないし独占的権利を与えたり、固有の商圈といったものを認めたりするものではありません。許諾店舗所在地以外の場所についての各種チェーンの許諾権はすべて本部に留保されます。

13. 競業禁止義務の有無

加盟店は、FC契約の有効期間中は、本部の文書による承諾のない限り、オートバックス店舗に類似する営業をしてはなりません。加盟店及び加盟店主が実質支配・関与する会社についても同様とします。

14. 守秘義務の有無

- ・FC契約有効期間中及び終了後に、本部より提供されたオートバックスシステムに関する情報やノウハウの漏洩の禁止。
- ・本部が加盟店に貸与するチェーンバイブル、方針書、マニュアル、各種の指導

文書、資料及び映像、音声、コンピュータプログラム、契約書面や本部が提供した情報をもとに作成されたものについての漏洩の禁止。

- ・本部が加盟店に貸与したオートバックシステムに関する印刷物、マニュアル店舗運営上の映像、音源媒体等の漏洩の禁止。
- ・加盟店は、その従業員が退職する時は、支給または貸与していた制服、チェーンバイブルその他オートバックシステム店舗に従事するために、使用させていた全ての文書、書籍、資料、衣類等を本部へ返還もしくは廃棄しなければなりません。

15. 店舗の構造と内外装についての特別義務

- ・オートバックシステムでは、チェーン店舗の統一性を維持するため、店舗運営、管理方法を統一して、イメージとサービスの均質化を図っています。
- ・加盟店は本部の指導に従って店舗を準備し、店舗内外のレイアウトを整えなければなりません。また、店舗建築の指導を受けるため、加盟店の負担において、本部の委嘱する建築士の派遣を受けることができます。その後の改装・改築の場合も同様です。
- ・店舗及び看板は個性あるデザインと、考案されたレイアウトによる建築構造物であり、意匠、色彩、標識、サービス・マーク等の独自性はもとより、その設備、什器、備品、陳列器具、展示方法、日常使用の店舗副資材に至るまで、本部の権限においてオートバックシステムの中に位置付けて開発したものであり、これらが総合されて特性を発揮するものですから、加盟店は本部の指示に従ってこれらを準備しなければならず、これら各種の特性を自ら変更追加等してはならないことはもちろん、第三者によっても変更、汚損等されないように常に注意を払わなければなりません。
- ・上記各種の要素は、将来の開発改良のため、今後も時宜に応じて本部により改善変更されることもあります。その際加盟店は、本部の統一方針に従い、加盟店の費用をもって変更していくものとします。

16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

特にありません。

17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

特にありません。

後記1. 「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書

項目	頁数	確認 年月日	確認印	
			説明者	加盟希望者
フランチャイズ契約のご案内	3			
オートバックスへの加盟を希望される方へ	4			
第Ⅰ部 株式会社オートバックスセブンとオートバックスシステムについて	5			
1. わが社の経営理念				
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	5~9			
3. 会社組織図	10			
4. 役員一覧	11			
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	12~14			
6. 売上・出店状況（直近3事業年度加盟店数の推移）	11			
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	15			
8. 訴訟件数	15			
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点	16			
1. 契約の名称等				
2. 売上・収益予測についての説明	16			
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ①金銭の額または算定方法、②性質、 ③お支払いいただく時期、④お支払いいただく方法、 ⑤当該金銭の返還の有無及び条件	16			
4. オープンアカウント等の送金	17			
5. オープンアカウント等の与信利率	17			
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ①加盟者に販売又はあわせる商品の種類、 ②商品等の供給条件、③配送日・時間・回数に関する事項、 ④仕入先の推奨制度、⑤発注方法、 ⑥売買代金の決済方法、⑦返品、 ⑧在庫管理等、⑨販売方法、⑩商品の販売価格について ⑪許認可を要する商品の販売について	17, 18			

7. 経営の指導に関する事項	18, 19			
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	19, 20			
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ①契約期間、②契約の更新の条件および手続き ③契約解除の条件および手続き ④契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等	21, 22			
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ①金銭の額又は算定方法 ②その他徴収する金銭があれば記入	23			
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	23			
12. テリトリー権の有無	23			
13. 競業禁止義務の有無	23			
14. 守秘義務の有無	23, 24			
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	24			
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	24			
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	24			
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明確認書	25, 26			

年 月 日

説明者

私_____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、
加盟希望者_____の理解をいただきました。

説明者_____印

加盟希望者

私_____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について
説明者_____より説明を受け、理解しました。

加盟希望者氏名_____印

